

TRADEMARK ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.1

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT		
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CHANGE OF NAME		
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>			
Name	Translation	Execution Date	Entity Type
Shikishima Baking Co., Ltd	Shikishima Seipan	01/01/2014	CORPORATION: JAPAN
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>		Kabushiki Kaisha	
<b>Name:</b>	Pasco Shikishima Corporation		
<b>Street Address:</b>	3, SHIRAKABE 5-CHOME, HIGASHI-KU, NAGOYA-SHI		
<b>City:</b>	AICHI-KEN		
<b>State/Country:</b>	JAPAN		
<b>Entity Type:</b>	CORPORATION: JAPAN		
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 1</b>			
Property Type	Number	Word Mark	
<b>Registration Number:</b>	3850122	PASCO	
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>			
<b>Fax Number:</b>	6176468646		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
<b>Phone:</b>	617-646-8000		
<b>Email:</b>	drwtrademarks@wolfgreenfield.com		
<b>Correspondent Name:</b>	Douglas R. Wolf		
<b>Address Line 1:</b>	600 Atlantic Avenue		
<b>Address Line 4:</b>	Boston, MASSACHUSETTS 02210		
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	S1572.20000US00		
<b>DOMESTIC REPRESENTATIVE</b>			
<b>Name:</b>	Douglas R. Wolf		
<b>Address Line 1:</b>	600 Atlantic Avenue		
<b>Address Line 4:</b>	Boston, MASSACHUSETTS 02210		

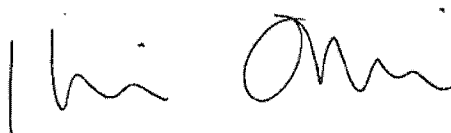
OP \$40.00 3850122

NAME OF SUBMITTER:	Douglas R. Wolf
Signature:	/drw/
Date:	01/28/2014
Total Attachments: 8 source=S1572.20000US00 CHANGE OF NAME AND ADDRESS#page1.tif source=S1572.20000US00 CHANGE OF NAME AND ADDRESS#page2.tif source=S1572.20000US00 CHANGE OF NAME AND ADDRESS#page3.tif source=S1572.20000US00 CHANGE OF NAME AND ADDRESS#page4.tif source=S1572.20000US00 CHANGE OF NAME AND ADDRESS#page5.tif source=S1572.20000US00 CHANGE OF NAME AND ADDRESS#page6.tif source=S1572.20000US00 CHANGE OF NAME AND ADDRESS#page7.tif source=S1572.20000US00 CHANGE OF NAME AND ADDRESS#page8.tif	

**TRANSLATION CERTIFICATE**

I, Ikumi OHASHI, a qualified translator fluent in Japanese and English working on behalf of ONDA TECHNO Intl. Patent Attys., declare that to the best of my knowledge, the attached documents in English are a true and accurate rendering of Article of Incorporation for Pasco Shikishima Corporation.

Signed by translator

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Ikumi Ohashi', written over a horizontal line.

Date: January 20, 2014

January 1, 2014

ARTICLES OF INCORPORATION

Shikishima Seipan Kabushiki Kaisha

## CHAPTER 1 GENERAL PROVISIONS

### ARTICLE 1 (Company Name)

The name of the Company is Shikishima Seipan Kabushiki Kaisha, which is expressed in English as Pasco Shikishima Corporation.

### ARTICLE 2 (Purpose)

The purposes of the Company are to engage in the following business activities:

1. Manufacture and sale of breads, confectionery and ice creams;
2. Manufacture and sale of ready-to-serve foods;
3. Manufacture and sale of beverages;
4. Manufacture, process and sale of food additives;
5. Sale of health appliances, sports equipment and miscellaneous daily goods;
6. Manufacture, process and sale of agricultural, livestock and fishery products;
7. Sale of foods, toys and tobaccos;
8. Manufacture and sale of feedstuffs;
9. Manufacture and sale of pharmaceutical products and quasi-drugs;
10. Manufacture and sale of alcoholic beverages;
11. Import-export of the abovementioned goods and their raw materials;
12. Management of restaurants;
13. Management of sports facilities, health training facilities, cooking schools and parking garages;
14. Development of pollution control systems;
15. Publication and sale of published matters;
16. Sale, purchase, rental and management of real estates;
17. Rental of movable properties;
18. Training of retail business on management;
19. Holding cultural events such as music, art, drama and sports and sale of admission tickets for the aforementioned events;
20. Feeding services and food service management;
21. Building cleaning and inspection, maintenance and management of building facilities;
22. Collection and process of industrial wastes;
23. Home delivery service agents;
24. General motor truck transportation business;
25. Management of paid facilities for elder care;

26. In-home elderly care services;

27. All other business activities incidental to the foregoing.

ARTICLE 3 (Location Of Head Office)

The head office of the Company shall be located in Nagoya-shi.

ARTICLE 4 (Organs) \*Translation omitted.

ARTICLE 5 (Method of Public and Other Notices) \*Translation omitted.

CHAPTER 2 SHARES OF STOCK \*Translation omitted.

CHAPTER 3 GENERAL MEETING OF SHAREHOLDERS \*Translation omitted.

CHAPTER 4 OFFICERS \*Translation omitted.

CHAPTER 5 AUDITORS \*Translation omitted.

CHAPTER 6 ACCOUNTING \*Translation omitted.

平成26年1月1日

# 定 款

敷島製パン株式会社

## 第 1 章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社は、敷島製パン株式会社と称し、英文ではPasco Shikishima Corporationと表示する。

### 第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. パン、菓子、アイスクリーム類の製造および販売
2. 調理食品の製造および販売
3. 清涼飲料その他の飲料水の製造および販売
4. 食品添加物の製造、加工および販売
5. 健康器具、スポーツ用品、日用雑貨等の販売
6. 農畜水産物の生産、加工および販売
7. 食料品、玩具、タバコの販売
8. 各種飼料の製造および販売
9. 医薬品、医薬部外品の製造および販売
10. 酒類の製造および販売
11. 前各号の商品および原材料の輸出入業
12. 飲食店の経営
13. スポーツ施設、健康トレーニング施設、料理教室および駐車場の経営
14. 公害防止システムの開発
15. 出版物の発行および販売
16. 不動産の売買、賃貸および管理
17. 助産の賃貸
18. 小売業に対する経営指導
19. 音楽、美術、演劇、スポーツその他文化的催物の興行並びにこれに関連する入場券の販売
20. 給食および給食管理業務
21. 建築物の清掃および建築物の各種設備機器の点検、保守、管理
22. 産業廃棄物の収集、処理業務
23. 宅配便の取次業務
24. 一般貨物自動車運送事業
25. 有料老人ホームの経営
26. 在宅老人の介護
27. 前各号に付帯または関連する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当社は本店を名古屋市に置く。

### 第4条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条 (公告の方法)

当社の公告は名古屋市において発行する中部経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、4千万株とする。

### 第7条 (株券の発行)

当社は、株式に係る株券を発行する。

### 第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)

当社の単元株式数は、1,000株とする。

②当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。



第9条（単元未満株式の権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年11月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

第13条（招集者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを当る。

第14条（決議）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

②会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、代理人は、委任状を当会社に差し出さなければならない。

第16条（議事録）

株主総会の議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

### 第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会

第17条（取締役の員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第18条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は累積投票によらない。

第19条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②増員として選任された取締役または、任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第20条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

②代表取締役は、取締役会の決議に従い会社の業務を執行し、当会社を代表する。

③取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

第21条（相談役）

取締役会において必要と認めるときは、相談役を置くことができる。

第22条（取締役会の招集者および議長）

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

第 23 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第 24 条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

②当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

第 26 条 (社外取締役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

第 27 条 (監査役員の員数)

当社の監査役は、5名以内とする。

第 28 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 29 条 (補欠監査役の予選の効力)

補欠監査役の予選の効力は、選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。

第 30 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第 31 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第 32 条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 33 条 (監査役会の議事録)

監査役会の議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

第 34 条 (社外監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 6 章 計 算

第 35 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までの1年とし、毎事業年度末に決算を行う。

第 36 条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

第 37 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議により毎年2月末日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に会社法第454条第5項の規定に定める剰余金の配当をすることができる。